

議案第 4 4 号

令和 5 年度清水町水道事業会計補正予算（第 1 号）の設定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、上記予算の設定について議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 7 日提出

清水町長 阿 部 一 男

## 令和5年度 清水町水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度清水町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 水道事業費用	285,300 千円	△ 89 千円	285,211 千円
第1項 営業費用	267,868 千円	△ 89 千円	267,779 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1)職員給与費	20,897 千円	△ 89 千円	20,808 千円

令和5年6月7日提出

清水町長 阿 部 一 男

令和5年度 清水町水道事業 補正予算実施計画（第1号）  
 収益的収入及び支出

収入 補正なし

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 水道事業費用			285,300	△ 89	285,211
	1. 営業費用		267,868	△ 89	267,779
		3. 総係費		63,193	△ 89

令和5年度清水町水道事業会計補正予算説明書（第1号）  
収益的收入及び支出

収益的收入 補正なし

収益的支出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	決 定 額	補 正 額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
1. 水道事業費用			285,300		△ 89	285,211			
	1. 営業費用		267,868		△ 89	267,779			
		3. 総係費	63,193		△ 89	63,104	3. 法定福利費	△ 89	職員共済費 △ 89

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後		3		10,112	5,794	15,906	4,902	20,808	
補 正 前		3		10,112	5,794	15,906	4,991	20,897	
比 較		0		0	0	0	-89	-89	

手 当 の 内 訳	区 分	期 末 勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	時 間 外 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	4,094	316	438	0	546	400	0
	補 正 前	4,094	316	438	0	546	400	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0